

下限面積（別段の面積）の廃止について

令和4年3月22日付け吉野川市農業委員会告示第4号により告示した下限面積（別段の面積）については、次のとおり廃止する。

1 趣旨及び概要

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法第56号、以下「改正法」という。）第5号の規定で削除されることにより、改正法の施行日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、同法施行規則第17条の基準に従って第18条の規定で告示した別段の面積要件は適用されなくなることから、その効力が失われるため、令和4年3月22日付け吉野川市農業委員会告示第4号は廃止する。

2 効力発生日

令和5年4月1日

令和5年3月23日

吉野川市農業委員会
会長 大久保 光江